

2013県人事委員会勧告に対する声明

本日10日、県人事委員会は知事と県議会に対し、公民較差が0.03%(119円)と小さいことから月例給の改定を見送ること及び一時金についても均衡していることから据え置くことを報告した。

人事委員会勧告によらない給与削減が本年7月から実施されたことで、私たち県職員は平均で毎月約2.5万円もの減収を余儀なくされている。この十数年間をみても年収減が100万円を超える中、税・社会保障の負担増や燃料費、電気料金の値上げ等で可処分所得は下がり続けており、生活に極めて深刻な影響が生じている。来年4月の消費増税方針も決定された中、私たち県職員を含め、労働者全体の賃上げを進めていくことの必要性を訴えるとともに、あらためて賃金水準の改善を求めるものである。

なお、勧告によらない給与削減に対し、人事委員長談話において「職員の士気等に及ぼす影響を憂慮している」とした上で「職員の給与については、本報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要がある」と警鐘を鳴らした。私たちは、政府の強制による不当な給与削減を早期に終了するよう、引き続き政府及び県当局に求めていく。

この間継続検討としてきた給与構造改革にかかる経過措置（現給保障）の廃止について、人事委員会は報告の中で「2015年3月末の廃止が適当」と、廃止時期の目安に触れた。私たちは、現給保障開始から7年を経過した今でも不利益解消に至っていない現状を訴えながら、今年度末での強行廃止を回避させたものの、廃止となれば、現給保障の適用者は平均約1万円、最大3万円弱の実質的な賃下げが行われることになり、生活への打撃は大きい。今後の確定闘争において、労使交渉で確認してきた現給保障の継続に向け、取り組みを強化する。

一方、私たちの求めてきた、雇用と年金の確実な接続を踏まえた、再任用職員の給与水準のあり方や希望者全員の継続雇用について、具体的な改善への方向性が示されなかったことは極めて遺憾だ。公的年金の受給年齢引き上げに伴い今年度末での定年退職者から無年金期間が生ずる事実を放置することなく、早急に対応するよう、引き続き、県当局との協議を進めていく。

長時間労働に関しては「復興業務等のため、(超過勤務実態が)依然として高い水準にある公所も見受けられる」とし、超過勤務の縮減や年次休暇の計画的取得等を促しているが、その解消は管理監督者の的確な業務量把握と指導に委ねる表現に止まっている。長時間労働との関連性の深いメンタルヘルス対策についても昨年同様に対策強化の考えが示されているが、この間の集中改革プログラム等による過度の人員削減が背景に潜んでいることは明らかだ。全国各地で台風、豪雨等の大災害が頻発していることから、他県等の応援職員に頼らなくても復興が推進できる、本来のマンパワー確保を前提とした労働環境の改善を強く望む。

最後に、人事院が報告した給与制度の総合的見直しについて、人事委員会でも国の動きを注視していく旨触れたが、人事院の報告の内容は、突如、官民の新しい比較方法を持ち出し、恣意的に較差を生み出す方法となっている。公務員給与の引き下げありきの制度見直しの検討が進められようとしていることは極めて重大な問題であることを指摘しておく。

私たち地公共闘に結集する県職員7組合は、引き続き県当局との交渉において、良質な県民サービスの提供と震災からの確実な復興のため、職員が安心して職務に専念できる職場環境と意欲を持てる賃金・労働条件の確保に向け、2013確定闘争を全力でたたかい抜くものである。

2013年10月10日

岩手県地方公務員共闘会議
議長 豊 卷 浩 也